

令和6年度 福島県立高等学校入学者選抜後期選抜募集要項

福島県立修明高等学校

〒963-6131

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字東中居 63 番地

電話 (0247) 33-3214 FAX (0247) 33-7943

1 募集定員

前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。

下記に示す募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

課程	学 科		募集定員
全日制	文理に関する学科	文 理 探 究 科	4 0
	農業に関する学科	生 産 流 通 科	4 0
		食 品 科 学 科	4 0
		地 域 資 源 科	4 0
	商業に関する学科	情報ビジネス科	4 0

2 出願資格

次の(1)又は(2)に該当する者

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

3 通学区域

すべての学科の通学区域は県下一円とする。

4 出願手続き

(1) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 受付場所

本校事務室

(3) 併願について

文理に関する学科（文理探究科）及び商業に関する学科（情報ビジネス科）を志願する者については、第二志望を認めない。農業に関する学科の小学科間（生産流通科・食品科学科・地域資源科）については、第二志望を認める。

(4) 出願期間

令和6年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、434 円分の切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（長形3号、宛名記名）を同封の上、令和6年3月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（様式統一２号の１により、県教育委員会において作成したもの）

入学願書には、**入学検定料**として**2,200 円**の「**福島県収入証紙**」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「**入学検定料納付済証明書**」（様式統一１号の３又は統一３号の３）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「**福島県収入証紙**」を貼付する。

② 調査書（様式共通１号）

ただし、年齢 20 歳以上の者については、学校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

③ 受験票用紙（様式統一２号の２により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一２号の３により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② 健康診断書（令和 6 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者は、健康診断書の提出を免除することができる。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ 受験票用紙（様式統一２号の２により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一２号の３により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した**自己申告書**（様式統一５号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が１年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が１年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校の校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、434 円分の切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通 3 号）を交付する。

(3) 提出期間は**令和 6 年 3 月 15 日（金）**から**3 月 21 日（木）**までとする。

郵送の場合には、**3 月 21 日（木）必着**とする。

持参の場合の受付時間は、**午前 9 時から午後 4 時まで**とする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

7 出願先変更

志願者は、令和6年3月19日（火）に、1回に限り、出願先及び第二志望を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (1) 同一高等学校内で出願先及び第二志望を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願（様式後期2号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（様式後期2号の2）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
 - ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、志願者が先に提出した高等学校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ③ ②により変更先の学校から連絡を受けた高等学校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に提出した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿（様式後期3号）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ⑤ 学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により、入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

8 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

9 選抜方法・選抜資料

(1) 選抜方法

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(2) 選抜資料

① 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は45点満点として、合計180点満点とする。

「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の記録については点数化しないが、精査する。

② 面接

個人面接を実施する。面接については、段階評価とする。

③ 作文

作文を実施する。検査時間は50分とする。あるテーマについて、800字以内で自分の意見をまとめる。作文については点数化し、25点満点とする。

10 作文・面接の日程等

(1) 日 時 令和6年3月22日(金)

受 付 午前 8時15分 ～ 午前8時30分

作 文 午前 9時 ～ 午前9時50分

面 接 午前10時10分 ～

(2) 日 程

8:15 8:30 9:00 9:50 10:10

受付	諸注意	作文	休	面接
----	-----	----	---	----

(50分)

(3) 会 場 本校

(4) 当日は、受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴムを持参する。

ただし、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(5) 当日の面接終了予定時間については、前日までに在学(出身)中学校長に連絡する。

11 合格発表

(1) 令和6年3月25日(月)午後3時以降に本校で発表する。

(2) 合格者に対して、受験票と引き換えに「合格通知書」を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

12 その他

(1) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 上記以外の事項については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。